



発行
諫早市農業委員会

編集
諫早市農業委員会事務局
諫早市東小路町7番1号
電話 0957-22-1500 (代表)



諫早市多良見町伊木力地区(諫早産アボカドZIPANGU(ジパング))

～お知らせ～

農業委員会総会の開催は毎月末です。
(総会は傍聴することが出来ます)

- ◎農地の売買・貸借・転用申請の受付締切りは、12月を除き毎月14日です。
(14日が土・日・祝日のときは、その直前の休日でない日となります)
- ◎農地に関することは地元農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へお尋ねください。

農地の貸借契約は、農業委員会を通して行いましょう！

法律に基づく手続きをしていない農地の貸借は、公に効力がなく、権利や義務を主張できないことがあります。

思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。トラブルを避けるためにも、農地の貸借は、必ず農業委員会または農地中間管理機構を通して行いましょう！

新年のご挨拶



諫早市農業委員会
会長 山開 博俊

新年あけましておめでとうございます。皆様方におかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、日頃から農業委員会の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の長期化による農産物価格の低迷、さらに円安やウクライナ情勢の悪化による燃料・肥料・飼料などの物価高騰によって、農業経営においては深刻な影響を受けた年となりました。

国は、農業の成長産業化や所得の増大を進めるため、関連施策の見直しとして「人・農地プラン」の法定化を行ない、それによって将来の農地利用の姿を明確化するための「地域計画」を市町村が策定することとなりました。農業委員会としては、この「地域計画」に必要な、農地一筆ごとの利用の意向を示した「目標地図の素案」作成を担うことになっております。そのため、本年から農地所有者等に対しまして、農地の利用に関する意向調査を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本年も皆様方のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。

「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」の提出

令和4年10月24日(月)に、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」を市長に提出しました。

この意見書は、農業委員と農地利用最適化推進委員が日頃の活動を行うなかで、農家からの意見や要望を取りまとめたものです。その内容については下記のとおりです。

◎担い手への農地利用の集積・集約化の推進

- * 農地中間管理事業を活用した農地集積の推進や事業の周知啓発の強化を要望。
- * 中山間地域における基盤整備事業の実施や担い手農家への支援強化を要望。
- * 土地改良未整備地域における圃場整備事業や水田地域における排水対策事業の継続と拡充を要望。

◎耕作放棄地の発生防止と解消に関する施策の推進

- * 中山間地に多く点在する小規模・不整形・傾斜地など条件不利地に対する支援を要望。
- * 多面的機能支払交付金の十分な予算確保や煩雑である事務の簡素化を国等への働きかけるよう要望。
- * 市単独で実施する国県の補助対象とならない小規模な土地の基盤整備等について、事業の継続・拡充を要望。

◎新規参入等に関する施策の推進

- * 新規就農者は初期投資の負担が多くなることから、資金援助の拡充や研修等による技術取得の支援を要望。
- * 新規就農者、規模拡大を図る親元就農者、定年後の帰農者に対するサポート体制など地域で支える取組の推進を要望。

◎有害鳥獣等の対策

- * メッシュ柵や電気柵の設置に対する補助については、利用者数の要件があるため、個別に利用が可能となるように要件の緩和を要望。
- * イノシシ以外のカモ、アナグマ、アライグマ、カラス等の食害対策の検討や拡充を要望。
- * ジャンボタニシの食害防止対策として、農薬購入に対する支援を要望。



山開会長から大久保市長へ
意見書を提出

◎農業経営の安定化に対する支援

- * ロシアのウクライナ侵攻における影響によって、燃料や肥料、飼料等の価格高騰が続き、農業経営を圧迫しており、国や市においても支援策が講じられているが、厳しい状況が続くと思われるため、年次的な物価高騰対策の継続と拡充を要望。

諫早市農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します！

市では、農地等利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入者の促進など）を推進する意欲のある農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。

○任命・委嘱期間 令和 5 年 7 月 2 0 日 ～ 令和 8 年 7 月 1 9 日（3 年）

○報酬 ① 農業委員：月額 30,000 円 + 能率給
② 農地利用最適化推進委員：月額 25,000 円 + 能率給
※活動実績に応じ、能率給を加算します。

○募集方法 農業委員および農地利用最適化推進委員候補者の募集は、推薦または応募による。

○推薦・応募期間 令和 5 年 1 月 2 7 日 ～ 令和 5 年 2 月 2 8 日

○申込方法 農業者、農業団体、その他関係団体などによる推薦または自薦により、農業振興課、農業委員会事務局、各支所産業建設課に備付けの申込書（市ホームページからのダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、農業振興課または農業委員会事務局へ提出してください。

※公募締切後、選考のうえ、議会の同意を得るなどして決定します。

○募集内容

① 農業委員 20 人

- 職務内容 ・ 市内全域の農地の権利移動や転用など許認可審議および現地調査
- ・ 市内全域の農地等利用最適化推進に係る指針の作成・変更および推進活動
- ・ その他農業に関する調査など

② 農地利用最適化推進委員 38 人（区域ごとの定数あり）

- 職務内容 ・ 担当区域内の農地の権利移動や転用などの現地調査
- ・ 担当区域内の農地等利用最適化推進に係る現地調査および利用関係の調整
- ・ その他農業に関する調査など

農地利用最適化推進委員の区域と定数

区域	中央本野	小栗 真津山 有喜	小野	長田	多良見	森山	飯盛	高来	小長井
定数	4 人	3 人	3 人	5 人	6 人	3 人	4 人	6 人	4 人



総会開催予定日等のお知らせ！



		申請締切日	総会予定日			申請締切日	総会予定日
令和 4 年度	第 10 回総会	1 月 13 日 (金)	1 月 27 日 (金)	令和 5 年度	第 6 回総会	8 月 14 日 (月)	8 月 28 日 (月)
	第 11 回総会	2 月 14 日 (火)	2 月 28 日 (火)		第 7 回総会	9 月 14 日 (木)	9 月 28 日 (木)
	第 12 回総会	3 月 14 日 (火)	3 月 28 日 (火)		第 8 回総会	10 月 13 日 (金)	10 月 27 日 (金)
令和 5 年度	第 1 回総会	4 月 14 日 (金)	4 月 28 日 (金)		第 9 回総会	11 月 14 日 (火)	11 月 28 日 (火)
	第 2 回総会	5 月 12 日 (金)	5 月 26 日 (金)		第 10 回総会	12 月 12 日 (火)	12 月 26 日 (火)
	第 3 回総会	6 月 14 日 (水)	6 月 28 日 (水)		第 11 回総会	1 月 12 日 (金)	1 月 26 日 (金)
	第 4 回総会	—	委員改選		第 12 回総会	2 月 14 日 (水)	2 月 28 日 (水)
	第 5 回総会	7 月 14 日 (金)	7 月 28 日 (金)		第 13 回総会	3 月 14 日 (木)	3 月 28 日 (木)

※総会の開催日は、都合により変更となる場合もあります。

農業者年金保険料の確定申告について

農業者年金の保険料は『**全額**』が**社会保険料控除の対象**です。

【ポイント】

- ◎ 納付した農業者年金保険料を社会保険料控除の対象として確定申告することにより、**所得税と住民税が軽減**されます。
- ◎ **生計を一にする配偶者、その他の親族の保険料を負担した場合も控除の対象**となります。
- ◎ **前納納付（12月振替）により保険料を納付された方は、「納付年」または「納付年の翌年」のどちらかの年を選択して確定申告することができます。**

前納納付した場合、

- ① 昨年中の支払分として、納付した翌年の確定申告
 - ② 本年分保険料の支払いとして、納付した翌々年の確定申告
- ①、②のどちらかを選べます。



納付した保険料の確認

- ◇ 納付した保険料額は、**保険料引落口座の通帳などで確認**してください。
毎月23日（金融機関の休日の場合は翌営業日）が振替日です。

確定申告の際の保険料支払証明書の取扱い

- ◇ 納付した農業者年金保険料を確定申告する際、**保険料支払証明書の添付は必要ありません。**
- ◇ **確定申告書に保険料額を記入するだけで、申告することができます。**



全国農業新聞



最新の農業・農政の情報がわかりやすくまとめられています。

週刊
月4回金曜日発行
月700円【税込】

■購読の申込みは、農業委員会へお気軽にご連絡ください。

ご注意ください

経営移譲年金・特例付加年金を受給されている方へ

農業者年金のうち「経営移譲年金（旧制度）」「特例付加年金（新制度）」は、どちらも後継者への農業経営を移譲・継承したことで受給できる年金です。

この2種類の年金受給者が、**本人名義で農業所得にかかる申告をした場合**、農業経営を再開したとみなされ、当該年金の**支給停止**、あるいは**返還が生じる**こととなります。くれぐれもご注意ください。

また、**受給者本人の農業共済加入、経営所得安定対策等交付金の申請も同様**です。